神奈川県災害復旧工事等に係る功績者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県県土整備局が管理する公共施設に関し、地震、大雨、台風 その他の自然現象による災害に関わる未然防止工事、復旧工事及び二次災害の防止工事、並びに県民の安全安心を確保するための緊急工事等(以下「災害復旧工事等」という。)のうち、危険、困難な条件を克服し、又は迅速に施行し、その功績が特に顕著なものについて、その災害復旧工事等を施行した法人等を表彰することを目的に、表彰の 取扱いに関する規程(昭和41年神奈川県訓令第7号)第3条第2項の規定に基づき必要な事項を定める。

(表彰の対象)

- 第2条 表彰は、災害復旧工事等のうち、次の各号のいずれかに該当するものを施行し、 その功績が特に顕著な法人等を対象とする。
 - (1) 著しく危険又は困難な条件を克服して施行したもの
 - (2) 公共施設の機能を迅速に確保し回復したもの
 - (3) その他知事が特に認めたもの

(表彰の方法)

第3条 表彰は、感謝状により知事が行う。この場合において記念品を贈ることができる。

(欠格要件)

- 第4条 次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わないものとする。
 - (1) 災害復旧工事等の契約日から表彰日までの間において、神奈川県指名停止等措置要領(平成18年4月1日施行)第2条に該当するもの
 - (2) その他表彰することが不適当と認めるもの

(推薦の手続)

第5条 所属長(センター所長を含む。)は、災害復旧工事等のうち第2条に該当し、表彰にふさわしい法人等と認める場合には、その災害復旧工事等の完成検査又は行為の完了後、1か月以内に県土整備局長を経由して推薦書(別紙様式)を知事に提出しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、提出期限を延長することができる。

(審查委員会)

- 第6条 被表彰法人等を選考するため、災害復旧工事等表彰審査委員会(以下「委員会」 という。)を置く。
- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長、副委員長及び委員は、別表の者及び選考の対象となる災害復旧工事等を主管 する本庁各課の長をもって充てる。

- 4 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が 欠けたときはその職務を代行する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求めること ができる。

(被表彰法人等の決定等)

第7条 知事は、被表彰法人等を委員会の審査結果に基づき決定し、速やかに表彰を行う。

(庶務)

第8条 表彰に関する庶務は、県土整備局都市部技術管理課が行う。

附則

- この要綱は、平成 18 年 2 月 8 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年11月12日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年2月27日から施行する。

別表 (第6条関係)

区 分	職名
委員長	県土整備局長
副委員長	県土整備局都市部長
委 員	県土整備局事業管理部長
	県土整備局道路部長
	県土整備局河川下水道部長
	県土整備局建築住宅部長
	県土整備局総務室企画調整担当課長
	県土整備局事業管理部県土整備経理課長
	県土整備局事業管理部建設業課長
	県土整備局都市部技術管理課長